

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る
令和8年度からの健康状態不明者対策について

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とは？

健康寿命を延ばすため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とフレイル対策等の介護予防を一体的に実施し、高齢者一人ひとりに対して効果的な支援を行う。

2 健康状態不明者対策業務について

地域包括支援センターに委託を検討。

対象者	2年間健診・医療受診がなく、介護認定も受けていない健康状態が把握できていない高齢者
年齢	79～80歳 ※困りごとや支援の必要が出てくる年齢
人数	各地区10人前後 ※今後も大きな人数変動はなし
内容	訪問し、健診・医療の受診勧奨を主に保健指導を行う。 必要に応じて総合相談業務に移行する。

3 地域包括支援センターにおけるメリット

(1) 将来的な地域包括支援センターの業務軽減

地域包括支援センターが、医療や福祉を長期間受けていない高齢者の健康状態を把握し早期に介入することで、高齢者に総合相談窓口である地域包括支援センターの存在を知ってもらうことができ、必要時に生活の困りごとを相談することができるようになる。これにより、要介護または重度の介護状態への移行を未然に防ぐことができ、将来的な業務軽減につながる。

(2) 利用者の最適な支援体制

各地域にある介護予防活動や健康づくり、生活支援の取り組みを把握しており、地域の中で継続する取組みの環境を作ることができる地域包括支援センターが訪問することで、利用者への最適な支援につながる。

4 その他

- ・この事業は、「医療専門職による訪問」が必須となる。保健師・看護師等、医療専門職がない地区については、従来通り、市が健康状態不明者対策に取り組む。
- ・地域包括支援センターの事務負担を配慮し、市への報告等は最小限になるように簡易チェックのみとする。
- ・税込み 330,000 円（人件費 275,000 円、事務手数料 55,000 円）程度を予定。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市内全域で展開 ～医療専門職が高齢者の健康づくりを支援します～

1 目的

高齢者が生涯にわたって健康で、住み慣れた地域で社会とのつながりを保ちつつ、自立した生活ができる期間（健康寿命）を延ばすことができるよう、**生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とフレイル対策等の介護予防**を一体的に実施し、高齢者一人ひとりに対して効果的な支援を行います。

2 概要

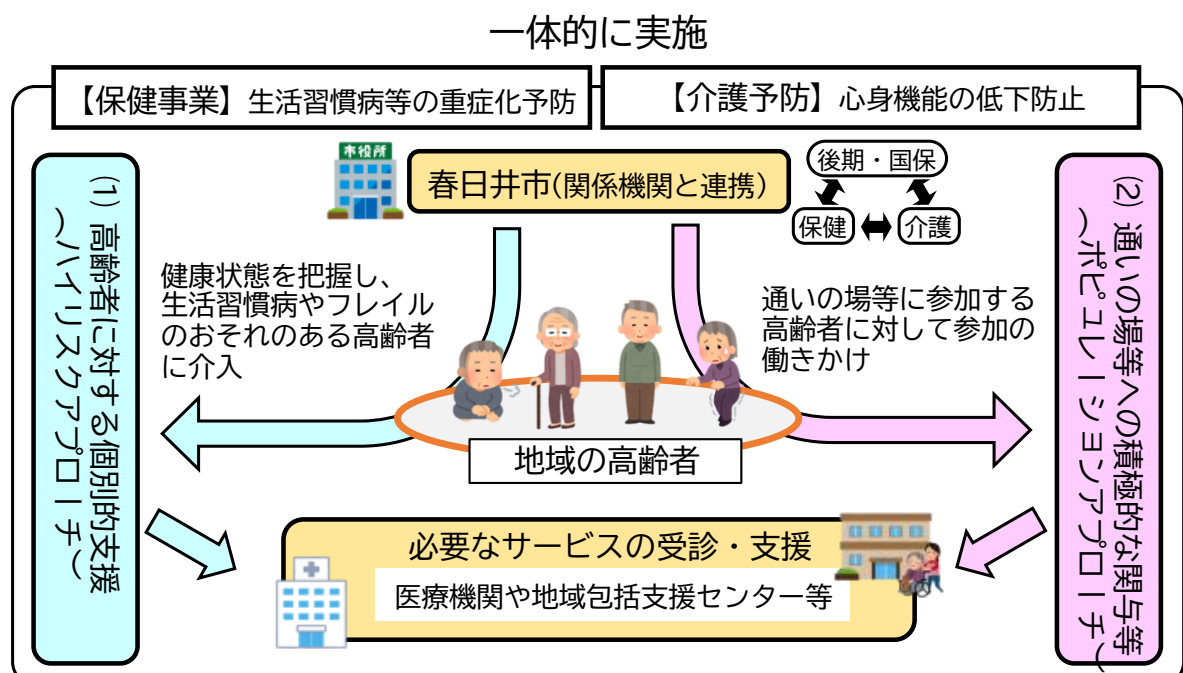
市内全域を 12 地区（日常生活圏域）に分け、地域の健康課題に基づいて、後期高齢者に対して健康づくり支援を実施します。

(1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

生活習慣病やフレイルのおそれがある高齢者等に対して、保健師、歯科衛生士等が訪問等により対象者の状態を把握し、それぞれに適した保健指導を実施することで、**個人の健康状態の改善**を図ります。

(2) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

高齢者サロンや商業施設等に医療専門職が出向き、フレイル予防・生活習慣病予防に関して、健康測定会又は健康教育を実施する「フレフレ！フレイル予防教室」を開催します。健診の受診勧奨や保健指導及び普及・啓発を行うことで、**地域全体の健康状態の維持**を図ります。



3 取組地区数の実績

年度	令和4年度 (事業開始)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組地区数	1地区	6地区	9地区	12地区(市内全域)

4 ハイリスクアプローチ取組区分と実績

取組区分	年度	令和4年度 (事業開始)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
口腔		372人 1地区	323人 1地区	317人 1地区	194人(見込) 2地区
健康状態不明者対策		—	293人 5地区	259人 8地区	316人(見込) 10地区
重症化予防 (糖尿病性腎症)		—	—	—	49人(見込) 12地区

5 ポピュレーションアプローチ実績

年度	令和4年度 (事業開始)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数(延人数)	277人	1,531人	2,268人	2,600人(見込)



6 令和8年度の新たな取組内容(予定)

ハイリスクアプローチにおいて、新たに**慢性腎臓病や高血圧の重症化予防**について取り組みます。また、全ての取組区分について、市内全域(12地区)を対象として実施します。